

平成22年雇用保険制度の改正について

雇用保険制度改正の概要([PDF:別添1](#))

雇用保険の適用範囲の拡大について([PDF:別添2](#))

派遣労働元事業主の皆さまへ(雇用保険の適用範囲が拡大されました)([PDF:別添3](#))

雇用保険被保険者資格取得届の際の添付書類は原則不要となりました([PDF:別添4](#))

平成22年度の雇用保険率について([労働保険徴収課のページへ](#))

上記についてのお問い合わせは

静岡労働局職業安定課雇用保険係またはお近くのハローワーク([県下ハローワークのご案内ページへ](#))まで